

「現在は食品寄附活動に着目した民間保険が存在しないことから、食品寄附活動に対する信頼性確保のため、食品寄附関係者が加入しやすい保険の仕組みについて、官民で協力して検討を行う。」（食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ3P）こととされていることから、今後、民間損害保険会社とも連携し、以下のような論点について検討を進める。

1. 保険の種類

- ・ 現状でフードバンクやフードパントリー、こども食堂等で多く加入しているのはボランティア保険やイベント保険であるが、被害者救済が図られるような保険としてどのような保険の種類（賠償、補償、お見舞いなど）が望ましいか。

2. 保険の対象範囲

- ・ 保険の対象となる事故については、食品事故に伴う身体損害に限られるか。
- ・ 死亡事故など、重大な事故に限定するか、あるいは重大事故以外を対象とするか。

3. 保険加入者と加入方式

- ・ 保険の加入を推奨するのはどの者とするか
- ・ 保険加入手続きをなるべく簡素にしつつ、逆選択を避けるためには手続きが望ましいか。

4. 保険料

- ・ 保険の内容との見合いとなるが、どの程度の保険料が望ましいか。
- ・ 保険料をどのように捻出するか。

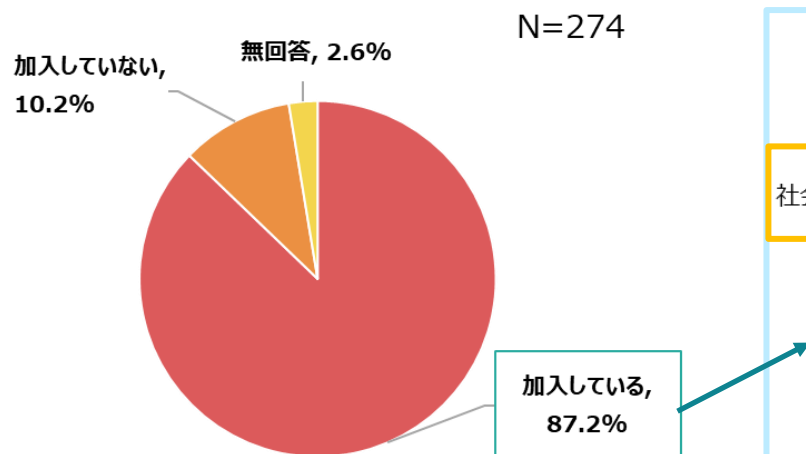
参考：フードバンクの保険の加入状況について

- 最終受給者に損害が生じた場合の食品関連事業者等、フードバンクにおける法的関係については、「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ 別紙4」に整理されており、前頁からも食品関連事業者等、フードバンクは各種法令に基づく責任を問われる可能性がある。
- 「**フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き**」では、**フードバンクに対する保険加入の推奨について言及はなく**、ヒアリングしたフードバンクでは、NPO活動総合保険、ボランティア行事用保険に加入していた。活動規模の小さな団体ではボランティア行事用保険やボランティア活動保険の活用が想定されたが、保険加入の概況については情報が無いとのことであった。

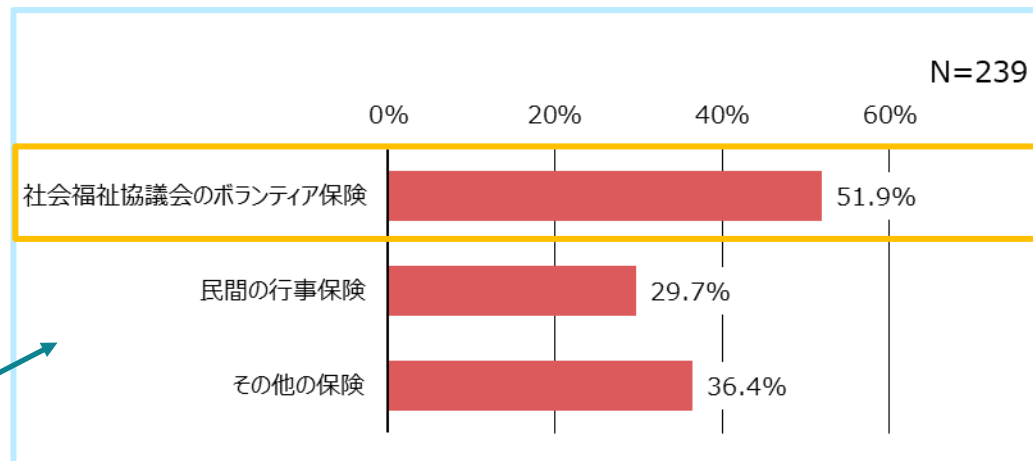
参考：こども食堂の保険の加入状況について①

- 最終受給者に損害が生じた場合のこども食堂における法的関係については、食品ロス削減目標達成に向けた「施策パッケージ 別紙4」に整理されており、こども食堂は各種法令に基づく責任を問われる可能性がある。
- 「子ども食堂における衛生管理のポイント」では、**万一の事故の発生に備えて、個人や団体向けの保険への加入を検討する**ように促している。また保険加入については、最寄りの市区町村社会福祉協議会などで相談することが可能と案内している。
- 2017年に実施されたこども食堂向けの調査では、**約9割のこども食堂が何らかの保険に加入しており、うち約5割が社会福祉協議会のボランティア保険に加入していた。**

図表 こども食堂の保険の加入状況（2017年）



図表 「加入している」の内訳（加入している保険）（2017年）



参考：こども食堂の保険の加入状況について②

- 認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえは、下表の保険への加入を検討することを推奨している。
- また、一般社団法人全国食支援活動協力会 は「こども食堂あんしん手帖」の中で、ボランティア行事用保険を例示している。

図表 加入を検討することが推奨されている保険一覧

名称	こんなときのために	ポイント	取扱窓口
ボランティア行事用保険	参加者のけが・食中毒・熱中症等、賠償責任など	けが・食中毒等は参加者・主催者全員が補償対象	社会福祉協議会
ボランティア活動保険	ボランティア自身のけが、ボランティアが利用者などに与えた傷害の賠償責任	ボランティア各人が加入	社会福祉協議会
イベント傷害保険、レクリエーション（傷害）保険	行事中に発生した参加者のけがなど	参加人数など制限がある場合も	民間保険会社など
生産物賠償責任保険	食中毒、配膳中のけがなど	飲食店営業許可が必要なことも	民間保険会社など
NPO活動総合保険	役職員、会員、ボランティア等のさまざまなリスク	必要に応じ各種補償の選択が可	民間保険会社など（あいおい損害保険）
食品営業賠償共済	食中毒など提供した食品が原因の事故	業務遂行・施設起因の事故などにも 備えるには総合食品賠償共済を	食品衛生協会

出所：消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」